

南九州市公告式条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第14号

南九州市公告式条例等の一部を改正する条例

(南九州市公告式条例の一部改正)

第 1 条 南九州市公告式条例（平成19年南九州市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 条例の公布は、市ホームページに設置した電子掲示場（以下「電子掲示場」という。）に掲示して行うものとする。ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、市長が別に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第 4 条第 1 項中「して、市長印を押さなければならない」を「しなければならない」に改める。

第 5 条第 2 項中「，「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

(南九州市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 南九州市行政手続条例（平成19年南九州市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「当該行政庁の事務所の」を「南九州市公告式条例（平成19年南九州市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

(南九州市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 南九州市空家等の適正管理に関する条例（平成27年南九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「市役所の」を「南九州市公告式条例（平成19年南九州市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。